

2016年度中央社保協第8回運営委員会報告

日時 2017年4月5日13時30分～16時40分

会場 衆議院第一議員会館第8会議室

出席 33人中22人

I、山口事務局長からこの間の取り組み報告を受け確認した。

- 3月 1日(水) 第7回運営委員会、部会
国会行動・国会前集会
- 3日(金) 年金問題学習会・署名提出行動
- 4日(土) 「台日の介護保障と地域包括ケア」学習会
- 6日(月) 九州ブロック会議
- 9日(木) 四国ブロック会議
全労連社保闘争本部
- 10日(金) 5・18集会実行委員会
あかつき印刷70周年祝賀会
- 13日(月) 3・13重税反対行動
- 14日(火) 「4」の日宣伝行動(巣鴨駅前)
- 15日(水) 国会行動
院内集会・議員要請行動(社保協・民医連共同)
- 19日(日) 井上久氏偲ぶ会
- 21日(火) 生活保護・返還処分取り消し訴訟裁判報告集会
大田区社保協総会(藤田孝典氏学習会)
- 22日(水) マイナンバー反対連絡会新宿宣伝行動
- 24日(金) 第8回代表委員会
消費税廃止各界連・中央社保協共同宣伝行動
「守ろう介護保険制度 市民の会」実行委員会
- 27日(月) 5・18共同集会実行委員会事務局会議
- 29日(水) 国会行動・国会前集会
- 30日(木) 東京社保協総会
- 31日(金) 近畿ブロック会議
介護保険「改定」案審議入り緊急国会行動
- 4月 1日(土) 中国ブロック会議
- 4月 3日(月) 生存権裁判全国連絡会事務局会議
- 4日(火) 5・18集会実行委員会
- 5日(水) 第8回運営委員会
介護保険「改定」衆議院傍聴・昼休み集会

II、情勢の特徴について報告を受け討議で深めた。

- ①安倍内閣は、国民の内心を処罰する「共謀罪」法案を閣議決定し、4月6日に審議入り、今国会での成立をねらっています。6日には、国会前集会、日々谷

野音での大集会、国会請願パレードと国民の怒りと「共謀罪は廃止」の聲が響ききました。

過去3回廃案となった「共謀罪」法案は、日弁連や刑法学者、憲法学者らをはじめ、広範な国民からの批判があがっています。「共謀罪」の対象犯罪は277、2人以上で犯罪の実行を「計画」するだけで処罰の対象となり、近代刑法の原則を大転換させるものです。

②前理事長の証人喚問も行われた学校法人「森友学園」をめぐる疑惑と問題は、国有地売却問題での安倍首相夫人の関与を示す資料もだされ、園児に教育勅語を暗唱させるような異様な教育にたいし安倍首相夫妻が広告塔としての役割を果たしてきた道義的責任も問われています。あわせて、国有地の格安払い下げに対する政治家の関与や、学校認可への手続きについての大阪府の関与なども問われています。

③南スーダン国連平和維持活動（PKO）に派遣された陸上自衛隊の日報が隠ぺいされていた問題では、陸自内でも保管されていたことが明らかになりました。組織的隠ぺいをはかった防衛省・自衛隊全体、特に、稲田朋美防衛相の責任が問われています。

④兵庫・姫路市の私立認定こども園の定員1・5倍の児童詰め込み、給食を定員人数以下に減らす、保育士人数の水増しなどが明らかになった問題は、「認可時点や過去の定期監査でなぜ明らかにできなかったのか」など、認定こども園に対する監査が非常に不十分と言わざるを得ないものです。

⑤「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法案」（介護保険法改悪案）は28日に国会に上程され、29日から衆議院厚生労働委員会で審議が始まりました。4月11日には、参考人質疑が予定され、早期の採決強行が目論まれています。

法案は、介護保険料2割から3割負担、総報酬割の導入をねらい、「地域共生社会」を掲げた当面の改革工程を示し、国や自治体の責任を曖昧にし地域住民に地域課題の解決と責任を丸投げするものです。

※障全協声明、新婦人・山元運営委員資料参照

⑥国保死亡事例報告～全日本民医連

全日本民医連は、3月31日、経済的な理由で治療が遅れ死亡した「手遅れ死亡事例調査」を発表。2016年の死亡事例は58例あったと報告。安倍政権が非正規雇用を増やす雇用政策と自立・自助を前提にした社会保障制度への転換をすすめる中で、国民の命が守られていない実態が浮かび上がりました。

同時に発表された「介護困難800事例調査」は、次期見直しの中心テーマとされる要介護1・2の利用者への給付と利用料に焦点をあて、生活援助、福祉用具、通所介護、利用料負担の4テーマで789事例を専門職の視点で集約しています。

※全日本民医連ホームページを参照ください。

⑦国保都道府県単位化の動向～保険料軒並み引き上げか

北海道は、2016年11月1日に道内市町村ごとの保険料試算額を公表しました。医療費が高い市町村は現行制度より増加する傾向となり、試算の結果、最

も上がるのは本年度比2・26倍の年37万4300円、最も下がるのは同33%減の同38万900円。今回の試算で保険料が最も高いのは43万5600円、最も低いのは33万4700円となっています。

埼玉県は、12月27日に保険料試算結果が示され、国保料が1.7倍化と試算される自治体も出ています。

大阪府は、3月1日に社保協の要請により説明会が開かれ試算結果が示されました。保険料は6自治体下がるのみで、最高で2万6千円増と軒並みアップになっています。説明会では、「市町村の繰り入れは可能か」との質問に「大阪府が繰り入れを止めることはできない。市町村長が保険料を決める」と回答がありました。(資料参照)

三重県は、3月21日に県の担当者を招いて出前講座を開催し、国保料試算結果の説明を受けました。保険料値上げ率が25%を超える自治体が2市2町あり、最高値上げ率は29.9%、値上げ額は2万9782円でした。出前講座では、「国保は低所得者が多く、滞納者への対策が欠けている」「各市町村で医療費が違うのに、全県統一の保険料を目指すのはなぜか」などの疑問が次々に出されました。(ニュース、資料参照)

宮城県は、国保県単位化素案が3月29日、仙台市国保運協で明らかになりました。(資料参照)

保険料の試算結果を公開したのは北海道、埼玉県、大阪府、滋賀県、三重県などわずかですが、他の都府県でも試算自体はしている模様です。保険料が高くなり、厚労省も「公開しない」と言っており、試算結果の公表はしない(できない)という状況と思われます。

県との要請、懇談については、

神奈川県は、統一保険料は現時点では考えていない。試算についてはいろいろと検討しているという県の姿勢。4月中に、県との懇談、要請を予定しています。

東京都は、23区区長会で統一保険料については8月頃に一定の結論をだし、都として初めて19人の運営協議会を設置し公募枠も設定します。

愛知県は、1月25日に県との懇談を行い、国保運営方針運営策定を「12月頃までに」との回答があり、統一保険料については否定しました。3月21日の第1回運営協議会で運営方針骨子が提案され、県社保協の西村副会長が委員に選出されました。

鳥取県は、2月17日に県との懇談を行い、「被保険者は保険料が上がることを心配している。試算はどうなっているのか」との問いに対し、「保険料の平均は大きく変わらない。しかし、市町村独自のルールを統一し平均的になっていく方向で進めるので高くなるどころ、安くなるどころが出てくる。激変緩和措置は考える。2017年秋に保険料率を算定する予定」と回答しています。

山口県は12月27日に山口県と交渉し、保険料等の要求には答えがありませんでしたが、国保法44条に基づく恒常的な低所得者に対する一部負担金減免制度については「単位化後もその扱いを変えるものではない」ことを確認しました。

徳島県は、1月26日に徳島県と意見交換を行い、保険料の試算について「公開できない。いつになるかわからない」と回答がありました。

福岡県は、1月20日に第1回国保運営協議会が開かれ、「保険料の県内均一化は直ちにしない」「医療費水準を適正なものにし、保険料水準均一化の環境を作る」などの回答がありました。また、傍聴者への資料配布や議事録のホームページ公開などの対応もありました。福岡県社保協は4月17日に県との懇談会を実施します。

統一保険料については、大阪、奈良、滋賀、広島の4県が実施を表明しています。

広島県は、実施までの6年間の「激変緩和措置」を表明し、独自に保険料の試算をしております。

また、佐賀県は、10年かけて統一保険料実施すると表明しましたが、市長会等で各首長からの反対、懸念が噴出。結局「時期を明示せず」となり、実質的に統一保険料の線はなくなった模様です。

Ⅲ、以下の課題についての提案を受け、協議し確認した。

1、今後の国会行動・共同行動等について

①定例の国会行動（社保協、国民大運動、安保破棄中央実行委）

日時 4月12・26日、5月10・24日、6月7日水曜日 12時15分から

場所 衆議院第二議員会館前 ※署名の集中を

②国会行動（議員要請・署名提出・院内集会）

全労連、全日本民医連、東京社保協等と共同

(1)4月12日（水）10時30分～14時30分 参議院議員会館B103会議室

※全日本民医連、東京社保協、中央社保協の共同

10:00～ 受付開始

10:30～10:35 開会あいさつ

10:35～10:45 国会議員からの国会情勢報告

10:45～11:05 医療・介護改悪を許さない各地のとりくみ交流

11:05～11:10 議員要請行動の説明

11:10～ 国会議員要請行動

※適宜、昼食休憩（12:15～13:00 定例国会前行動）

13:30～13:50 議員要請行動の結果交流

13:50～14:00 閉会あいさつ

※介護保険改悪法案の状況で行動内容の変更有

(2)4月20日（木）12時～13時（予定）衆議院第二議員会館多目的会議室

「介護保険の公的責任の後退は許さないー介護保険法「改正」を考える国内集会」（チラシ等資料参照） ※保団連、中央社保協の共同

(3)5月の行動について

5月24日（水）11時～14時 国会行動

5月25日（木）全労連 中央行動

③衆・参厚生労働委員会の開催に合わせて、国会行動（傍聴行動、国会前アピール行動、国会傍聴報告集会）を、全労連、民医連、社保協と共同して提起し、障全協等と傍聴行動を共同で取り組みます。 ※連絡文書参照

④市民連合、「9の日」「19日」行動等について（一覧表参照）。

安倍政権の暴走止めよう！戦争法廃止、沖縄問題、貧困と格差～一大政治キャンペーン運動を(仮称)に参加を呼びかけます。

◆4月 憲法・平和闘争スケジュール

憲法☆ 共謀罪★ 森友◆ 核兵器廃絶◇ 安保破棄● 福島○

日	とりくみ	時間	場所
4月6日(木)	★共謀罪NO！ 日比谷野音集会＋デモ 共催：共謀罪NO！実行委員会 総がかり行動実行委員会	18:30～集会 19:30～パレード	日比谷野外音楽堂
4月10日(月)	☆9の日行動	12:00～13:00	新宿駅西口
4月13日(木)	◆森友学園真相糾明求める緊急行動 主催：総がかり行動実行委員会	18:30～	衆議院第二議員会館前
4月14日(金)	☆「憲法70年 守りいかそうキャンペーン」 5・3集会プレ企画 学習交流集会 主催：憲法共同センター 講師：伊藤真さん	18:30～20:30	全労連会館 2階ホール
4月14日(金)～16日(日)	●沖縄連帯・辺野古支援行動 主催：安保破棄中央実行委員会		
4月19日(水)	☆19日行動 「沖縄県民の民意尊重・基地押しつけ撤回を求める4・19大集会」 主催：総がかり行動実行委員会 国会包囲実行委員会など	18:30～集会 19:30～パレード	日比谷野音
4月20日(木)	◆森友学園真相糾明求める緊急行動 主催：総がかり行動実行委員会	18:30～	衆議院第二議員会館前
4月27日(木)	◆森友学園真相糾明求める緊急行動 主催：総がかり行動実行委員会	18:30～	衆議院第二議員会館前
4月29日(土)	●沖縄連帯のつどい 主催：全国革新懇・東京革新懇・沖縄革新懇 共催：安保破棄中央実行委員会	14:00～17:00	日本教育会館
5月3日(水・祝)	☆「施行70年 いいね！日本国憲法 平和といのちと人権を！ 5・3集会」 主催：5・3集会実行委員会	11:00～イベント 12:00～ライブ 13:00～集会 パレード	有明防災公園

2、介護改善の取り組み

- 1) 「改悪法案を提出させない」各地の共同の取り組みをさらに広げる
 - 大阪社保協：「軽度者切り捨て先送りの到達点を踏まえ、3割負担・生活援助切り下げを阻止するために全力をあげよう」⇒5月：大阪で「介護総がかり共同行動」の開催（チラシ参照）
 - 「介護保険法の改悪を許すな 市民の会」との共同⇒実行委員会
今国会開会中に「政策提言」を發表し、衆・参厚労委員へ提出。提言作成へ各団体から見解を發表し交流。3月24日：「全日本民医連」「日本福祉用具評価センター」が見解を述べる。次回は4月7日：「中央社保協」
- 2) 国会で関連法案の審議が行われるもとの、以下の取り組みを提起します。
 - ①更なる制度改悪阻止へ：地域実態からの告発を！
 - (1)国会議員へのファックス要請⇒強行されたら抗議ファックスを
 - (2)地元国会議員の事務所訪問、衆議院選予定候補者との懇談を
 - (3)地域労組や住民運動団体との地域の事業所訪問を
 - ②4月を国会集中行動月とし、国会行動への参加と署名の集中を
 - ③衆・参厚生労働委員会の傍聴行動・国会前集会への参加を
- 3) 各自治体の実態を把握し、自治体との懇談・要請行動を
各県・ブロックで改めて「総合事業」への移行の実態を把握し、懇談・要請

3、医療・国保改善の取り組み

- 1) 国保都道府県単位化運営方針の作成に向けて、保険料試算、運営協議会の設置、議論が進められています。保険料試算を「システムの機能改善」が必要として、8月末に3回目の試算を求めていることから、どんな「都道府県国保運営方針」を策定させるのか、夏までの取り組みが重要になります。
中央社保協は、国民健康保険は社会保障制度であることをしっかりと主張し、自治体が住民をまもる立場で制度運営を図るように要請し、あらためて、以下の通り取り組みを呼びかけています。（要請書案作成：国保部会）
 - ①地域・職場での国保についての学習を、団体、労働組合等と共同して進める。
そのために、中央社保協が作成したパンフ「安心できる国保のために」を積極的に活用する。
 - ②自治体への要請・懇談を申し入れ、情報の収集、把握を徹底する。
 - ③要請・懇談については、以下の要請を強調する。
 - (1)1月末に国に報告、検討された「納付金・標準保険料」の試算結果について公表を求める。（公表しない場合は、他団体とも共同して公文書開示請求を行い開示も検討する）
 - (2)運営協議会のスケジュールや議論の状況を、自治体に改めて説明を求める。
拙速な議論、結論を急がないよう、地域住民の声、要求を聞くことを求める。
 - (3)国のガイドラインにもあるように、「国民健康保険運営方針」はあくまでも技術的助言であることを主張する。保険料賦課決定等権限及び予算決定権はこれまでどおり市町村にあり、明記することを求める。
- 2) 6月議会へ向けての請願運動を計画する。「払える保険料に」を中心に自

治体キャラバン行動の前倒しも含め、自治体に要請し、県から国への意見書の提出を

3) 国保パンフ（改訂版）等を使用した学習会を、少人数単位でも計画し、1万か所学習運動の推進としても位置付ける。そのためにパンフを一定数都道府県社保協に送付する

4) 厚労省レクチャーおよび要請について、時期を検討し計画する。

5) 国保運営合協議会の傍聴も重要。

国保運営協議会の傍聴についてもしっかりと位置づけ、公募が行われる場合は、積極的に応募する。広範な意見を求めるよう要請を強め、パブコメ等の意見募集にも対応を。

6) 滞納・差押問題～

①東京社保協は、「なんでも相談」を集団の相談体制で2017年2月26日に実施。（ニュース参照）

②滞納処分対策全国会議結成総会（チラシ、活動方針案参照）

クレサラ対策被連協の秋山事務局長から参加要請があり参加する

・日時 4月8日（土）16時～18時

・場所 上田勤労者福祉センター

③地域で相談体制を確立する

4、当面の宣伝行動について

1) 当面の宣伝行動

①「4」の日宣伝行動：東京社保協と共同で、巣鴨駅前等での「4の日宣伝」
4月14日（金）11時～13時 巣鴨駅前 ※相談コーナーを併設

衆議院厚生労働委員会と重なる可能性もありますが、分担して取り組みます。

5月14日（日）11時～13時 巣鴨地蔵通り商店街前 ※相談コーナー併設

6月14日（水）12時～13時 巣鴨駅前

②消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動に共同し取り組みます。

奇数月（3・5・7・9・11）は、社保協・消費税廃止各界連との合同宣伝

③全国一斉宣伝行動のゾーン設定について

14日、24日の全国宣伝行動日に合わせて、毎月「13日～15日」

「23日～25日」を社保協の宣伝行動ゾーンとして設定します。

④署名ハガキ付ポケットティッシュの活用

11万6千個を作成。内10万個は、全日本民医連から各県連へ配布。共同の活用を呼びかけています。1万6千個を各地での宣伝行動での活用を呼びかけています。現在12000個の在庫があり、積極的な活用を呼びかけます。

5、全国一斉行動の検討と5・18共同集会への成功を（チラシ、資料参照）

①「社会保障・社会福祉は国の責任で」5・18共同集会

中央社保協は実行委員会に参加し、代表委員・運営委員団体、首都圏社保協に実行委員会・集会への参加、および、関東甲ブロックをはじめ、参加可

能な県社保協に参加を呼びかけます。

② 5月18日の共同集会に合わせて、各地で学習会、シンポジウム、集会、宣伝行動等の何らかの行動を、各県、地域で計画するよう呼びかけます。

中央団体は各県・地域で共同の取り組みが広げられるようにし、中央集会・行動への参加を呼びかけます。

6、生活保護の取り組みについて

①生存権裁判全国連絡会全国総会

日時 5月20日(土) 場所 全労連会館ホール

裁判の終結に、全国連絡会は解散し、引き続き生活保護引き下げ反対の裁判闘争をはじめとした運動の発展に、連絡会の運動の経験を生かして奮闘します。社保協加盟組織の参加を呼びかけます。

②生活保護法63条返還処分取り消し訴訟裁判報告(資料参照)

③文部科学省が要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱を通知

児童生徒の入学準備金の入学前年度の支給を可能とするという内容と入学準備金の単価額の増額が主な内容です。(資料参照)

④保護利用者の資産調査・後発医薬品使用実態などが強制的に実施

7、年金署名の取り組みについて

年金者組合、全労連、中央社保協の三者連名署名を呼びかけます。

2017年6月～2018年6月までに目標100万筆(署名案参照)

年金者組合署名を全日本民医連10万、中央社保協2万活用

8、第45回中央社保学校について

◆日程 2017年9月7日(木)～9日(土)

◆場所 場所「リンクステーションホール青森(青森市文化会館)」

〒030-0812 青森市堤町1丁目4番1号

内容(案)

- ・テーマ 「格差と貧困をなくせ～生存権を問う(仮)」
- ・会場 7日(木)～8日(金) 大会議室(500人収容)
9日(土) フィールドワークをオプション企画として行う
- ・スケジュール(案) 7日 13時半～17時ころまでに終了予定
学習講演① 都留民子先生(広島県立大学)
学習講演② 藤田孝典氏(NPO法人ほっとプラス)
夕食交流会(宿泊あっせんホテルの宴会場を候補)
- 8日 9時30分～15時ころまでに終了予定
午前 社会保障入門講座
ミニシンポ「青森の生存権のたたかい」
講師・コーディネーター 井上英夫先生(金沢大学)
- 午後 学習講演③ 富田宏治先生(関西学院大学)

行動提起

9日 フィールドワーク（地元企画）

任意参加とし、催行人員を設定して企画する。

※参加費は、1日2000円

※宿泊は、個別に確保を呼びかける。地元ホテルをあっせんする。

※地元企画が決定次第にチラシを作成する

9、第61回全国総会に向けて

①日程・スケジュール案

<日程> 7月18日（火）13時～19日（水）12時半まで

※19日午後から日本医労連大会が同会場で開催

<会場> 伊東温泉「伊東ホテル 聚楽」

〒414-0055 静岡県伊東市岡281

<参加費> 12500円（宿泊費～一泊二食、ビール一本付き、会場費）

宿泊なしの場合は、会場費1100円

※1日目、13時10分から14時40分まで学習講演・渡辺治氏

②総会議案について

ブロック会議の意見交換も踏まえながら、以下の日程で検討します。

組織財政検討委員会を開催し、財政面での検討も行います。

※検討日程

4月24日 代表委員会（素案）

5月10日 運営委員会（素案）

5月 代表委員会（第一次案）

6月 7日 運営委員会（第二次案）

6月 代表委員会（第三次案）

7月 5日 運営委員会（最終案）

7月 7日 入稿

7月18日 総会前の運営委員会（議論の進行に応じて検討）

※当面するブロック会議日程

北海道・東北 4月 6日（木）

関東甲 4月19日（水）

北信越 5月26日（金）

・三者連名で取り組んだ社保署名の取り組み、到達について、全体での取り組みになり得たのかどうか。

・署名の位置づけを検討するべきと思うが、運動団体、労働組合のそれぞれの社会保障署名に対する意思統一、徹底を。

東海 5月17日（水）

近畿 3月31日（金）

・医療、介護制度改悪のスピードが速い。たたかひのスローガンが抽象的でわかりづらい。署名は改悪の実態を伝えるきっかけになる。

- ・地域医療計画での病床削減など実態を伝えることが重要。住民集会開催など地域ぐるみのたたかいに発展している。
- ・私たち（社保協）の政策・対案がない。怒りの分析が必要。
- ・住民の実態を把握する分析方法の確立。社保協はシンクタンクとしての役割発揮を。
- ・自治体キャラバンを通じての地域社保協結成で地域での運動の水準があがった。地域社保協結成は重要。

中国 5月30日（土）
 四国 5月29日（月）
 九州 5月15日（月）

IV、当面の日程・内容を確認し、参加をよびかけた。

4月 6日（木） 東北ブロック会議
 マイナンバー反対連絡会議総務省交渉
 共謀罪法案審議入りに抗議する 4.6 国会議員会館前緊急行動 4・6 大集会、パレード

7日（金） 介護保険国会行動（傍聴、アピール行動）
 8日（土） 滞納問題全国会議結成総会
 11日（火） 社会保障誌夏号編集委員会
 12日（水） 定例国会行動
 介護保険国会行動（傍聴、アピール行動）

14日（金） 「4」の日宣伝行動（巣鴨駅前）
 介護保険国会行動（傍聴、アピール行動）

16日（日） アベノーサンキューパレード・学習会
 19日（水） 関東甲ブロック会議
 20日（木） 「介護保険の公的責任の後退は許さないー介護保険法『改正』を考える国会内集会」（保団連・中央社保協）
 生存権裁判全国連絡会代表委員会

22日（土） 労働総研研究会
 24日（月） 消費税廃止全国連絡会宣伝行動
 第9回代表委員会

26日（水） 国会行動

5月 1日（月） 第88回メーデー
 3日（水） 「施行70年 いいね！日本国憲法 平和といのちと人権を！ 5・3集会」

V、各団体報告（略）

最後に第8回運営委員会日程を確認して終了した。

日時 5月10日（水） 13時半～部会 会場・国会議員会館
 15時半～運営委員会 会場・国会議員会館

「介護をよくする東京の会」第8期 第2回事務局会議報告

日時：4月20日（木）10：30～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、岡村（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、前回（第8期第1回）事務局会議報告を添付した

2、各団体等の報告

（東京民医連）全日本民医連・介護困難800事例調査の概要が報告された。また、5月8日に巣鴨駅で介護宣伝・署名行動を行う予定。

（中村）東都協議会として、5月13日に浅草宣伝行動を実施する。また、足立社保協の連続学習会の一環で、4月20日に介護学習会を開催（中央社保協・前沢さん講師）した。

（昨年12月～3月で4回実施、医療・介護・年金・貧困問題で）

江東区が、総合事業のBのモデル事業を4カ所で実施する。その内容は、週1回3時間で利用料自己負担無し、10人以下（8千円）10人以上（1万2千円）とし、事業の内容は事業所にまかせる内容となっている。これを1年間実施し、その後は実施状況で具体化していく。

（社保協）4月12日に衆議院を通過した「地域包括システム強化関連法案」の審議経過と今後の取組を報告した。

3、協議事項

1) 各自治体の総合事業実施状況及び予定の「自治体アンケート」の集約状況（15ヶ所）の報告と、4月17日に再度のお願いを4月末締切で送付したことを報告した

今後の取組については、連休あけにツメをしていくことを確認した。

2) 自治体アンケートの集約結果をふまえ、都議選以降に交流会を開催していくことを検討した。（内容は次回具体化）

3) 5月14日の巣鴨地蔵通り宣伝への参加を強めていく。

次回日程：5月19日（金）14：00～ 東京自治労連4階会議室（予定）

2016～2017 年度 都民連第 6 回世話人会議 まとめ

日時 2017年4月7日(金) 13:30～15:00

会場 東京地評会議室

【出席確認(順不同、敬称略。)] 12 組織 14 人

内田(東商連)、佐久間(新婦人本部)、伊藤、堀内、水村(東京自治労連)、小澤(年金者組合本部)、水上(都生連)、國米(福祉保育労東京)、市川(臨海都民連)、木下(都教組)、杉田(東京民医連)、木村(東京土建)、石島(自由法曹団東京)、皆内(東京母親大会連絡会)、萩原(新日本スポーツ連盟都連)、岸本(東京平和委員会)、井手口・阿久津・鎌田(東京地評)、

オブザーバー：會澤(革新都政の会)、寺川(東京社保協)、佐田(障都連)

I. 特別報告

「第 1 回定例会の報告・総括」 (日本共産党東京都議団・清水ひで子都議)

※基調的な報告のあと、率直な意見交換を行いました。

II. 報告事項

1. 経過報告(2月3日～4月3日)

(1)2017年東京都議会第 1 回定例会(1定) 開会日行動

2月22日(水)12時15分より、東京都庁前にて実施し300人が参加しました。森田議長による開会あいさつ後、4団体から決意表明がなされました(「安心してはたらし続けられる東京を。公契約条例の制定を」(東京土建)、「国保料滞納差押え問題、ホットラインの紹介」(東京社保協)、「食の安全、安心を守ろう。豊洲新市場移転をいまこそ中止に」(日本消費者連盟)、「横田基地の機能強化問題、オスプレイの配備計画撤回を」(横田基地の撤去を求める西多摩の会))。都議会会派からあぜ上美和子都議(日本共産党)があいさつし、1定の課題を報告し決意表明をしました。主催は、東京地評、都民連、東京社保協。

(2)都民要求実現全都連絡会(都民連)

①第5回世話人会議

2月3日(金)14:30より、東京地評会議室にて14団体16人の出席で開催しました。2017年第1回東京都議会定例会(1定。2月22日予定)にむけた諸準備をすすめました。

②2017年度東京都予算案学習会

2月3日(金)13:30より、東京地評会議室にて35人の参加のもと開催しました。曾根はじめ都議(共産党都議団)を講師に同党の予算案への評価を聞き、各団体からの意見、感想を交わしました。主催は都民連、革新都政の会。

(3)豊洲新市場移転中止を求める取り組み

①2月18日 築地市場周辺での宣伝・デモ行進

2月18日、築地市場一帯で豊洲移転中止をアピールする行動が展開されました。これは市民団体、労働組合が協調しながら、それぞれが主催する行動を展開したもので、相互乗り入れすることで成功に結びつけました。

(豊洲移転中止署名をすすめる会)

2月18日(日)10:30より、築地四丁目交差点にて街頭宣伝・署名行動を実施し、2500人が参加しました。発起人の一人で、日本消費者連盟事務局長の瀬瀬(こうけつ)美千世さんは「食べ物は次の世代につながる大切なもの。それを供給する市場を汚染された土地に造ることは許せない」と訴えました。都議会・都段階会派と国会で豊洲移転問題を取り上げた議員を招き、笠井亮衆院議員、曾根はじめ都議(以上、日本共産党)、小松久子都議(都議会生活者ネットワーク)、市来とも子杉並区議(社民党都連)が訴えました。署名は800筆が集まりました。

(官民共同行動)

東京春闘・17春闘官民共同行動は「都民、国民要求も正面に据え、官民が連帯・共同して闘い、双方の要求が前進できるよう、共に闘う」という決意のもとで行動を成功させました。2月18日、築地移転反対宣伝(波除神社周辺)に80人が参加、その後、地元商店の有志や消費者団体、学者、仲卸組合等と連帯して500人を超えるデモを実施しました。さらに、2月24日、官民共同行動総行動第1弾として、築地早朝宣伝を皮切りに、銀座4丁目(争議支援)、西新橋1丁目(内部留保を吐き出せ、時給1,000円以上全国一律最賃制度の確立、公務員賃金引上げ、長時間労働・労働法制改悪反対)での宣伝を行い、同日午後、厚労省要請と都庁要請(築地の豊洲移転反対)を実施しました。

②豊洲移転中止署名をすすめる会 新宿宣伝

3月6日(月)17:00~18:00、新宿駅西口ターミナルで街頭署名行動を行い、30人が参加しました。発起人、よびかけ人からの訴えを中心に行い、雨模様のなか、45筆の移転中止署名を集めました。

③豊洲移転中止署名をすすめる会 署名提出行動ほか

3月17日(金)11:00~12:00、東京都議会・第2会議室にて署名提出行動を行いました。また、3月24日(金)15:00~16:30、東京都議会・第2会議室にて意見交換会を行いました。

④豊洲移転中止署名をすすめる会 「専門家会議」に公開質問状

4月3日(月)、すすめる会は、豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議に対し豊洲市場における土壌汚染対策等に関する公開質問状を提出しました。3月19日の「第5回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」での報告について質問したもので、4月20日を目途に文書での回答を求めています。

(4)2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会(オリパラ都民の会)

第4回競技場視察ツアー

2月26日(日)、24人の参加で実施されました。2020年東京五輪の競技施設や選手村予定地、豊洲新市場などを視察し、ふくれあがる五輪経費問題を実感する機会となりました。**※新スポ東京にIOCへの要請など今後の取り組みと併せて補強いただきました。**

(5)都議会・都民生活をめぐる動き(別冊資料を参照してください)

- 第1回定例会を終えての各会派談話、○豊洲移転問題
- 都議会議員選挙関係

Ⅲ. 協議事項

1. 2017年度東京都議会第2回定例会(2定)開会日行動の計画

以下のとおり、提案いたします。

(1) 2定の日程(予定)

開会(本会議)	6月1日(木曜日)
代表質問	6月2日(金曜日)
一般質問	6月2日(金曜日)
閉会(本会議)	6月7日(水曜日)

(2) 都議会開会日行動

開会日に実施します。

日時 6月1日(木曜日) 12:15~12:45

場所 東京都庁第1本庁舎前歩道

主催 都民連、東京社保協、東京地評

(3) 行動内容の検討

宣伝カー	都教組カーの配置を要請。←持ち帰り検討いただきます。
司会	新婦人本部 (以降、東京社保協→東京母親→東京地評)
主催者挨拶	東京地評・森田議長
団体決意表明	4テーマを掲げる(各4分)。

取り上げるべき課題について、ご意見をください。

①生保過誤払い返還問題について

会派あいさつ	開会日確定後、各会派に参加要請します。
個人請願書	5月中旬に確定し、メール・ファックス送信します。組合員・ 会員に事前の記入と当日持参を呼びかけてください。
シュプレヒコール	前回行動のものを活用します。 シュプレヒコーラー：東京自治労連にお願いします。

3. 各団体の取り組みの交流

特別報告での意見交換を中心に進めたため、今回は特に設けませんでした。東京自治労連から都庁内労組の事務所撤去・縮小問題について実状を報告いただきました。

【次回の日程】

5月8日(月) 13:30~15:00 東京地評会議室

※今後、毎月初旬の金曜日、月曜日での設定を定例化できるように努めます。 以上

第40回2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会運営委員会報告

出席＝會澤立示（革新都政の会）、市川隆夫（臨海都民連）、鎌田建（東京地評）、小林良雄（新建）
末延渥史（個人）、藤野章子（共産党都議団事務局）、宮内泰明、萩原純一（スポーツ連盟）

1 3月24日以後の都民の会の活動とオリパラの動き

- * 3月24日「第2期スポーツ基本計画」
- * 4月20日 大会後の新設5施設で10億円の赤字（東京新聞）
- * 4月21日 五輪契約の情報開示請求に「非開示」の回答（東京新聞）
- 人工地盤の設置を見直すよう要請が出されている。（新聞報道）
- 人工地盤の下に建築物を設置する計画になっているから、全面的に人工地盤を撤去するのは可能なか検証が必要。人工地盤を撤去することで、少なくとも60億円を縮減できる。
- 選手村の土地の売却については、9割引きというのは、どこかおかしい。この問題だけに絞って、要請行動をしてもよいのではないか。
- 五輪がらみで、スポーツ施設が一般のスポーツ団体の利用制限が出ており、これから益々多くなる。スポーツ団体にとっては、死活問題。

2 大会経費1兆8000億円の大会経費

- * 3月末に、大会経費バージョン2が公表延期となっている。
- * 大会組織委員会への申し入れを準備する。（別紙申し入れ書案）
- * IOCの支出を増やさせる。
- * 選手村の土地を公示地価以上で売却させる。
- カヌースラローム会場の奥にある江戸川区の野球場（硬式）2面が利用できなくなっている。
- 日本武道館では、バリアフリー化が全く行われていず、150席の車いす席を設置する計画。
- 選手村の件については、臨海都民連がシンポジウム「オリンピックに乗り？晴海の所有地9割引き」を開催するとともに、住民監査請求の準備を進める。
- シンポジウムは、4月28日（金）午後6時30分より、会場：豊洲文化センター

3 IOCとの面談要請

- * 英文の要請文をマークアダムスに、送信した。
- * 6月下旬に来日予定、その時に面談が可能である旨、返信があった。
- * 案文を作成する。
- IOCと東京都と交わされている開催契約書は、市民に公開すべきだが、IOCは非公開を原則としている理由？
- IOCからの経費負担は、850億円と公表されているが、IOCが経費負担増を検討しなければ莫大な負債を抱え、開催都市の市民負担が増加する。
- 現時点でも、大会経費の詳細な内訳が公表されていない。これでは、全く市民とかわりがなく、五輪、パラリンピックを開催しようとするもので、市民の同意は得られない大会となる。
- 「オリンピックアジェンダ2020」の提言から逸脱した大会への懸念。

4 その他

- * 共謀罪について、五輪のテロ対策を口実に進められているので、声明を出す。
- 大会組織委員会への申し入れの文書は、事務局会議を開催して、検討する。ただし、共謀罪法案に関しては、別の文書とし、政府に提出する声明として作成する。

次回オリパラ都民の会運営委員会

2017年 5月26日（金）13時30分より 東京労働会館 6階 応接室

2017年4月11日

立川生活保護廃止自殺事件・レジメ

第1 本件の概要

2015年12月10日、立川市で生活保護を受給していた一人暮らしの40代男性(以下、「A氏」といいます。)が、自宅アパートの居室内で自殺した。

立川市福祉事務所は、11月21日付けで就労指導違反を理由とする保護廃止決定をしており、その通知書を12月9日に同男性宛に発出していることから、同通知書を受け取った直後、絶望した男性が自殺に至った可能性がある。

事件発覚の経緯は、同年12月31日、共産党市議団控え室に、男性の知人より匿名のFAXにて事件の知らせがあったことによる。

1 事実関係

(1) 就労指導、保護廃止に至る経緯(指導指示文書、廃止決定書より)

2015年

- 9月 9日 書面での就労指導。履行期限10月2日まで
- 10月 3日 就労指導違反を理由に保護停止(停止決定通知書は10月22日付)
- 10月23日 書面での就労指導。履行期限11月20日まで
- 11月21日 保護廃止決定(廃止通知書は12月9日付)
- 12月10日 自殺

(2) 男性に関する情報

ア 生活歴等

- ・高校卒業後、27才ころまで、数ヶ月から1～2年ごとに転職(正社員や期間工)。*自動車製造工場等での肉体労働と陸上自衛隊入隊歴(23才～25才まで2年間)もある。
- ・27才の頃から派遣会社を転々として、39才頃から路上生活をしていた模様。
- ・42才のとき、国分寺市内で路上生活をしていたところ、2010年7月、府中緊急派遣村につながり、国分寺市内のアパートへ入居(「NPO法人もやい」が家賃保証)。*当時の支援者の話によると、「死にたい」と述べるなど、うつ状態ととれる態度がみられたとのこと。
- ・2014年6月頃までに失踪。

イ 無料定額宿泊所(コーポ立川錦町)からアパートへ転居した時期の就労状況

- ・2014年7月17日ころ、立川市内で路上生活をしていたところ、生活保護を受けて、コーポ立川錦に入所。
- ・同年12月21日退所しアパートへ転居
2014年10月には仕事をしていた模様(土木・建築等の現場仕事?)
*同宿泊所を出る3つの条件
①仕事があること、②携帯電話があること、③転居先アパート物件があること。

2 市の対応

(1) 議会閉会中の文書質問（2016年2月4日付）に対する回答（同年2月15日）

市情報公開条例7条2号「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することを理由に、回答拒否。

(2) 市議会での副市長の答弁（2016年3月14日上條市議一般質問）

- ・報告を踏まえて書類もみたうえで「適正に指導も行っている」等として、就労指導・保護廃止と自殺との因果関係を否定（遺書がないことも指摘）
- ・ただし、一般論として、「私どもの対応の仕方云々について、瑕疵含めてあるというようなことであれば、十分留意しなければならないし、また反省もし、今後の将来の再発防止ということに取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます」

第2 原因究明と再発防止のために必要と考えること

1 本件の保護停止・廃止処分の当否

(1) 「指導指示違反」を理由とする停止処分（10/3）・廃止処分（11/21）の不当性

停止・廃止により困窮状態に追い詰められることは自明。家賃も払えなくなり、食料も底をつく。ライフラインも停止されるおそれがある。

⇒路上に戻るか、死ぬかの究極の選択を迫られる状態に追い詰められる。

就労指導違反のみを理由とする保護の停止・廃止を認めるべきではない。

(2) 弁明の機会が適正に付与されたか

停止・廃止という不利益処分の前提として、弁明の機会が与えられなければならない。

この手続きが適正に保障されていたか。

(3) 停止・廃止処分について組織的検討が行なわれたか

停止・廃止により生活困窮に追い込まれ、それにより心身の健康を害するおそれや、生命の危機に瀕するおそれ、自殺のおそれがあること等について、十分な検討がなされずに処分が行なわれた可能性がある。

(4) 停止・廃止処分後のフォローが行なわれていたか

停止処分・廃止処分により生活困窮に追い込まれる蓋然性があることから、保護の停止処分・廃止処分を行なった福祉事務所は、生活状況を確認しながら、必要に応じて保護の再開を検討すべきであるが、このようなことがなされていなかった可能性がある。

2 就労指導について

(1) 「就労支援による保護廃止」について「目標値」の設定

平成27年度の見込み 就労支援 保護廃止目標20人

→目標達成を意識し過ぎによる、無理な就労指導が行なわれた可能性

*2015年9月9日付で全く同じ就労指導指示書が3通出されていた（内1通はA氏に対するもの）

(2) 稼働能力の有無・程度の把握は妥当であったか。

A氏は、国分寺にいたころ「死にたい」と述べていたことを当時の支援者が聞いていた

ことから、うつ病の病歴が疑われる。

1～2年で職を転々としている職歴から、対人関係が苦手であり、軽度知的障害や発達障害がある可能性も疑われる。

就労指導の前提となる稼働能力を有していなかった可能性もあり、医師の意見等を聴取したうえで、稼働能力の有無・程度を組織的に判断すべきと考えられる。

3 根本にある原因の究明と再発防止策

職員体制（人数、経験等）、職員に対する教育研修のあり方、等

第3 都、市への要請について

1 都への要請

「質問書」と「要請書」を提出した。

2 立川市への要請について

本日の要請、都の回答を踏まえて実施する予定（時期未定）。

第4 立川市生活保護廃止自殺事件調査団について

【共同代表】

宇都宮健児（弁護士）、後藤道夫（都留文科大学名誉教授）

【呼びかけ団体】

全国生活と健康を守る会連合会、中央社会保障推進協議会、自由法曹団

【呼びかけ人】

雨宮処凛（作家）、稲葉剛（立教大学大学院特任准教授）、井上英夫（金沢大学名誉教授、佛教大学客員教授）、大西連（NPO法人もやい・理事長）、布川日佐史（法政大学教授）、藤田孝典（NPO法人ほっとプラス代表理事）、吉永純（花園大学教授）

【参加団体】

東京都生活と健康を守る会連合会、立川生活と健康を守る会
東京社会保障推進協議会

【参加者】

大沢ゆたか（立川市議）、上條彰一（立川市議）、吉田和雄（NPO法人さんきゅうハウス理事）、前田美津恵（全国生活と健康を守る会連合会・副会長）、亀山茂雄（東京都生活と健康を守る会連合会・副会長）、水上昭三（同・事務局長）、大木荘吾（同）、早川輝（立川生活と健康を守る会・事務局長）前沢淑子（中央社会保障推進協議会・事務局次長）、寺川慎二（東京社会保障推進協議会・事務局長）、三井亨（立川なんでも相談村・事務局長）、巢内君江（健生会職員）、石島淳（自由法曹団・弁護士）黒岩哲彦（同）、佐藤宙（同）酒井健雄（同）、田所良平（同）、長尾宜行（同）、林治（同）、藤岡拓郎（同）

【連絡先】

東京都立川市緑町4-4 立川北口薬局ビル4階

三多摩法律事務所

電話 042-524-4321

FAX 042-524-4093

（窓口） 弁護士 田所 良平

以上

生存権に基づく行政に

生活保護廃止で自殺 調査団が都に要請

東京都立川市で生活保護を利用していた人が就労指導違反を理由に保護を廃止され、廃止自殺事件調査団(共同代表・宇都宮健

児弁護士、後藤道夫都留文科大名誉教授)は11日、都庁で会見し、行政が自殺の原因究明と問題解決をし、憲法25条(生存権)に基づき保護行政を行うよう求めました。田所良平弁護士は、同市が就労支援による

保護廃止人数の目標値を設けていると指摘し、「市は一人ひとり事情に応じたものでなく、画一的な支援をしていたのではないかと述べました。後藤さんは「行政側には問題点があったのではないかとこの疑念を抱

かざるを得ない。その疑念を解明し解決することが行政の責任だ」と強調。稲葉剛立教大大学院特任准教授は、事件の背景に国の生活保護抑制政策や福祉事務所の専門性欠如があると指摘しました。

「生活保護廃止で自殺」

立川市決定翌日に40代男性

東京都立川市で二〇一五年十二月、生活保護を受給していた四十代男性が保護廃止決定の翌日に自殺したとして、弁護士らが十一日、決定が適切だったかどうかなどの事実確認と再発防止を求める書面を都に提

出した。遺書は見つかっていないが、都庁で会見した宇都宮健児弁護士は「保護の廃止が男性を追い詰め、将来の展望をなくして自殺に至ったのではないか」と話し

宇都宮弁護士らによると、市福祉事務所は一五年九月以降、男性に求職活動をするよう指示したが、従わなかったとして同年十二月九日、生活保護の廃止を決定し、通知書を出した。翌十日に男性は一人暮らし

の自宅アパートで自殺した。男性は生前「死にたい」と発言するなど、うつ症状が見られたという。書面で弁護士らは、就労支援が適切に行われたか、自殺の恐れがあることへの検討が十分だったかどうかなどの確認を求めている。

男性の死後、市議会議員に匿名の情報提供があり、経緯を調査してきた。立川市は「保護の廃止決定は適切に行っている」としている。

宇都宮さんは、数値目標をつくり就労指導していた北九州市でかつて、男性が「おにぎりを食べたい」と書き残して餓死した事件を思い出したと話し、再発防止の必要性を訴えました。

会見には、作家の両宮勉さんと日本共産党の上條彰一立川市議も出席しました。

会見に先立ち、同調査団は都に要請。全国生活と健康を守る会連合会や自由法曹団、大沢豊立川市議(緑たちかわ)らが参加し、日本共産党の和泉なおみ都議が同席しました。

浅田真央「感謝の気持ち伝えたい」26歳国民的ヒロイン、笑顔で引退会見

やさしい世界経済と投資の在り方を学ぶセミナー。竹中平蔵氏登壇 [PR]

アスリートとともに歩む 企業とスポーツの新たなかたちとは？ [PR]

2017.4.12 09:43

文字の大きさ

生活保護廃止された翌日に自殺 東京立川市の40代男性 弁護士「因果関係強い」

ツイート



弁護士の宇都宮健児氏（鈴木健児撮影）

生活保護の廃止決定処分を受けた東京都立川市の40代男性が処分翌日に自殺したとして、弁護士らが11日、小池百合子都知事あてに、原因究明と再発防止を求める文書を提出した。遺書は見つかっていないが、弁護士の宇都宮健児氏は「生活保護の廃止と自殺との因果関係は極めて強いと判断できる」と指摘。一方、立川市は「保護の廃止決定は適切に行っている」としている。



「ニュース」のランキング

瞬間 アクセス ソーシャル

- 【北ミサイル】トランプ氏「非…
- 【歴史戦・第17部】新たな嘘（…
- 【東京都議選】都民、「一騎当…
- 【北朝鮮情勢】外務省、韓国滞…
- 【北ミサイル】米が迎撃態勢 …
- 静岡県警の刑事部長が行方不明…
- 生活保護廃止された翌日に自殺…
- 中朝国境、冷え込む往来 ガラ…
- 「乗客引きずり出し動画」で米…
- 【韓国大統領選】文在寅氏の独…

もっと見る



関連ニュース

【にっぽん再構築・高齢者をいかせ（1）】「パチンコしか行き場がない。生活に刺激がないんだ」 増え続ける生活保護費…パチンコで浪費

【にっぽん再構築・識者に聞く（2）】 NPO法人「ほっとプラス」代表理事・藤田孝典氏「防貧」で生活保護費の抑制につなげる

「不正支給はクズ」…生活保護担当らが自費でジャンパー作り着用、受給者宅にも 神奈川・小田原

【相模原19人刺殺】植松聖容疑者、生活保護を受給 知人「数百万円を借金、遊興費に」

生活保護の“二重取り”は許しません！！大阪府警逮捕の容疑者計1169人の支給を停止、約7000万円の過払い防ぐ

【衝撃事件の核心】「異様な家族構成」生活保護夫妻、無責任10人出産…死亡乳児を衣装ケースに 密葬、持ち運ぶ愚

プレミアム



テレビ報道の「偏向」を突く 作家の百田尚樹氏が新しい代表に就いた「放送法遵守を求める視聴者の会」とはどのような団体か

- 【就活アイドル・動画付き】リ…
- 【国際情勢分析】米紙が「対日…
- 【衝撃事件の核心】あなたの街…
- 【野口裕之の軍事情勢】今、朝…
- 【高校野球通信】早実の清宮幸…
- 【スポーツ異聞】性的暴行疑惑…

もっと見る

プレミアム商品

2017・5・20生存権裁判支援全国連第11回総会&交流懇親会

生存権・人権保障の社会求めて さらなる運動の発展を！

一生存権裁判の成果を確認し、次の運動の起点とするために一



<2010年6月14日、朝日訴訟以来初めての福岡高裁勝利で盛り上がる原告、弁護団、支援者>

11年間たたかわれた生存権裁判は、昨年11月の兵庫生存権裁判にたいする最高裁不当決定「門前払い」によって裁判としては終結しました。

生存権裁判を支援する全国連絡会は、5月に第11回総会を開催し、福岡高裁勝利判決や母子加算復活など、11年間のたたかひの成果を確認しつつ次の運動への起点とすべく、多くの参加者の結集を呼びかけています。2013年からの生活保護基準引き下げに対して全国29都道府県、原告900人を超える新たな訴訟では全国支援組織「いのちのとりで裁判全国アクション」も結成されました。まさにたたかひは継続し広がり国民全体の裁判闘争となりつつあります。

○とき **2017年5月20日(土)** 13:30~16:10

○会場 **平和と労働センター(全労連会館) 2階 ホール**

交通：JR中央線、総武線「御茶ノ水駅」徒歩約8分、(入場無料)
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」徒歩約7分

○内容 ◆ **生存権裁判を支援する全国連絡会第11回総会**

〔議事〕 会長あいさつ、弁護団報告、運動総括・提案、会計監査・報告、質疑討論
元原告紹介、アピール提案、閉会あいさつ

◆ **交流懇親会** 17:10~18:40 (総会と同じ2階ホール、事前申し込み有料)

主催・連絡先

生存権裁判を支援する全国連絡会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル 3階
TEL 03-3354-7431 FAX 03-3354-7435

生存権裁判を支援する全国連絡会第 11 回総会 & 交流懇親会
総会参加・懇親会参加・申し込み用紙

★第 11 回総会・交流懇親会の日程と会場

総会 2017 年 5 月 20 日（土）13 時 30 分～16 時 10 分

会場 **平和と労働センター(全労連会館) 2階 ホール** (入場無料)

交通：JR 中央線、総武線「御茶ノ水駅」徒歩約 8 分

東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」徒歩約 7 分

交流懇親会 5 月 20 日 17 時 10 分～18 時 40 分 [同ホール]

参加費 1 人 3,000 円 (当日会場にて受付け)

参加申し込み 本状により申し込み

◎懇親会申し込み第1次締め切り4月27日(木) 最終は5月15日(月)

★総会参加、懇親会の申し込みは、下記用紙で全国連絡会へ F A X を

FAX 03-3354-7435 全国連(荒井) 電話は 03-3354-7431

地域・団体名 記入者名 記入日 2017 年 月 日

氏名 (フルネーム)	男女別 ○印を	元原告には ○印と年齢	総会参加 ○印を	懇親会参加 ○印を
1	男・女			
2	男・女			
3	男・女			
4	男・女			
5	男・女			
6	男・女			

医療・介護をはじめとする社会保障制度改革の推進に向けて

平成 29 年 4 月 12 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

1. 最近の医療・介護費動向について

2013～2015 年度の医療・介護費は、医療は年平均 2.6%増、介護も同 4.0%と高齢化の伸びを上回って増加しているほか、2030 年に向けて 75 歳以上人口は増加し続けることを踏まえ、「経済・財政再生アクション・プログラム 2016」に掲げられた 44 項目の実行に着実に取り組む必要がある。

また、最近の医療・介護費の増加の背景には、以下に掲げる特徴が明らかとなっており、2018 年度に向けて、①各種計画等の一体的推進、②保険者等のガバナンス強化、③健康増進・予防の推進に、重点的に取り組む必要がある。

(1) 全体的な特徴

- 高齢者一人当たりの入院医療費と介護費は地域的に相関（医療と介護サービスを往復している可能性）。医療・介護の一体的改革が不可欠。
- 高齢者に係る医療費、80 歳以上の要介護認定率・受給率・一人当たり費用共に増加。健康増進・予防の推進が重要。
- 一人当たり医療費、介護費ともに大きな地域差（高齢者の医療費、入院に係る医療費、在宅介護サービス等）が存在。優良事例を横展開すべき。

(2) 医療費・介護費における主な増加要因、効率化要因

- 医療では、一日当たり医療費の上昇（入院、入院外、調剤）が顕著。薬価制度の抜本的改革、技術の高度化に伴う高額医療費の在り方の検討、医療の標準化や費用対効果の検証が必要。
- 介護では、介護度が軽いほど、その後の介護度が重度化（軽度者の介護依存の可能性）。自立支援に向けたインセンティブ改革が重要。
- 後発医薬品は効率化に貢献。医療扶助を含め一層の利用を促進すべき。

2. 医療・介護費の効率化に向けて

(1) 各種計画等の推進・実行と医療・介護の連携強化

① 都道府県のガバナンスの強化

- 各種計画の策定主体であり、国保の財政運営主体ともなる都道府県が、医療・介護提供体制、医療費・介護費及び健康・予防に係るガバナンスを、制度・財政・データ等を利活用し、強化すべき。

② 医療・介護の提供体制の一体的運用

- 地域医療構想における 30 万人の在宅医療等の受け皿整備について、国は推計方法等の指針を本年夏までに示し、都道府県・市町村は 2017 年度末までに医療・介護の

両計画を整合的に策定すべき。

- 地域医療構想については、各都道府県において地域医療構想調整会議等を通じて、具体的な医療機関名を挙げた病床の転換等の方針を早急に策定すべき。

③ 専門職の業務範囲の拡大による幅広いサービスへの対応

- 医師の過重労働を緩和する観点からも、在宅医療等に係る業務の一部を看護師・介護人材等にシフトしていくべき。こうした観点から、看護師・介護人材等の業務範囲を拡大すべき。

(2) 保険者等のガバナンス強化

① 保険者機能の発揮等に向けたインセンティブ改革

- 後期高齢者支援金の加減算率を現状の 0.23%から法律の上限(10%)まで引き上げていくとともに、保険者の多様な取組状況や効果を見える化すべき。
- 国保の保険者努力支援制度については、効果的なインセンティブ措置に充てるとともに、特別調整交付金¹について、保険者の取組状況や効果を見える化し、インセンティブ措置を拡充・増額すべき。また、国保財政の都道府県化に合わせて、現行の都道府県調整交付金の利活用を促進すべき。
- 介護保険における保険者への財政インセンティブについて、調整交付金の活用も含めて早期に具体化すべき（大分・和光方式の横展開）。また、自立支援に向け、要介護度の改善等に応じて加算する介護報酬の仕組みを導入すべき。

② 一人当たり医療・介護費の地域差縮減に向けた取組の明確化

- 一人当たり医療費については、外来医療費の適正化に向けた追加の取組の早期具体化、予防接種の推進や健康ポイントの活用等予防の推進、入院医療費の適正化に向けて地域医療構想の推進など必要な施策の具体化を行うべき。
- 診療行為の地域差（SCR²）を 2017 年度中に見える化し、各都道府県において、自治体、保険者、医療関係者等からなる協議の場を設け、住民の受療行動や医療機関の診療行為の変化を促す体制を構築すべき。国は、医療サービスの標準化と報酬体系の見直しを段階的に進めるべき。
- 一人当たり介護費については、在宅介護サービスをはじめとして、目標・工程・評価指標・各主体の役割を具体化すべき。

(3) 生涯現役社会の構築と健康増進・予防の推進

- 高齢者の働き方改革を推進すること等を通じて、年齢に関わりなく、健康で、働くことを選べる生涯現役社会を構築すべき。また、高齢者が生活支援等のサービスの担い手として参加できるよう環境整備を促進すべき。
- 次世代型保健医療システムの構築を通じ、マイナンバーで過去の受診・検査・服薬情報を一元的に知ることができるようすべき。
- 人生最終段階の生活の質（QOL）の充実に向け、在宅医療の見える化や本人の意向確認、参考事例の横展開を、日本医師会との協力の下、関係府省が連携して推進すべき。
- コンパクト・プラス・ネットワークと地域包括ケアの連携強化に向け、医療介護総合確保基金を重点配分し、健康なまちづくりを推進すべき。

¹ 国保特別調整交付金 1,700 億円のうち保険者へのインセンティブは 150 億円。

² SCR: Standardized Claim Data Ratio。性・年齢を調整したレセプトの出現率。

(参考)改革工程表における今後の検討事項

【医療・介護提供体制の適正化】

- ②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直し（2017年度まで）
- ⑨病院外来受診時の負担の見直し（選定療養の見直し等）（2017年末まで）
- ⑪（ii）高確法第14条の診療報酬の特例の活用方策（2017年度まで）
- ⑪（iii）機能に応じた病床の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応（2017年度まで）
- ⑪（iv）都道府県の体制・権限の整備の検討

【インセンティブ改革（保険者における医療費適正化）】

- ⑭（i）保険者努力支援制度の具体的な仕組み（2017年度まで）

【給付の適正化】

- ⑳（i）生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員配置基準の緩和やそれに応じた報酬の設定／通所介護などその他の給付の適正化（2017年度まで）
- ⑳（ii）医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮
- ⑳（iii）生活習慣病治療薬等の処方のある在り方（2017年度まで）
- ⑳（iv）市販品類似薬に係る保険給付の見直し

【薬価・調剤報酬等の改革】

- ㉑後発医薬品の薬価の在り方（2017年度まで）
- ⑳先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方（2017年央まで）
- ⑳「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、薬価制度の抜本改革に向け、取り組む（抜本改革について原則2017年まで）
- ㉒服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価、適正化や患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し（2017年度まで）

【生活保護等】

- ㉓生活保護制度全般の見直し（2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせて検討）
- ㉔生活困窮者自立支援制度の在り方（2017年度まで）

【2016年末検討事項で2018年末までの継続検討としたもの】

- ⑨かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方（2018年度末まで）
- ㉕金融資産等の医療保険制度における負担への反映方法（2018年度末まで）
- ㉖（i）軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行（2019年度末まで）
- ㉖（iv）薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点からの検討（2018年度末まで）

平成29年度社会保障関係予算のポイント

○平成29年度の社会保障関係費の伸びは、「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制し、対前年度比 + 4,997億円。（'28: 319,738億円 → '29: 324,735億円（+ 1.6%））

I. 「改革工程表」等に沿った医療・介護制度改革

○急速な高齢化の中で、社会保障と財政を持続可能なものとしてくため、「改革工程表」において28年末までに結論を得ることとされていた改革項目を中心に、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化などの観点から、医療・介護制度改革を着実に実行。（▲1,079億円）

《29年度から施行》	《30年度から施行》	《継続検討項目》
<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の見直し（▲224億円） ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し（▲187億円） ・入院時の光熱水費相当額の見直し（▲17億円） ・高額薬剤（オプジーボ）の見直し（▲196億円） ・高額介護サービス費の見直し（▲13億円） ・介護納付金の総報酬割の導入（▲443億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険における利用者負担割合の見直し ・福祉用具貸与の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方 ・かかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担 ・市販品類似薬に係る保険給付の見直し ・生活援助サービスその他の給付の見直し

26

○あわせて、30年度についても一定の歳出削減効果が生じることを勘案して、昨年度と同様、協会けんぽ超過準備金の国庫補助の臨時削減（▲321億円）を歳出削減効果として計上。

II. 一億総活躍社会の実現に向けた施策

- 「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」の目標達成に向け、保育士等、介護人材・障害福祉人材の処遇改善を実施。（国費 + 952億円）
- この他、保育・介護の受け皿整備等を着実に推進。

III. 社会保障の充実

○社会保障の重点化・効率化により財源を確保し、保育の受け皿拡大、年金受給資格期間の短縮、国保・被用者保険に対する財政支援の拡充等の社会保障の充実を実施。

医療・介護制度改革の視点と具体的な検討項目

視点	高齢化の進展を踏まえた医療・介護提供体制の確保	大きなリスクは共助 小さなリスクは自助	年齢ではなく負担能力 に応じた公平な負担	公定価格の適正化・包括化等 を通じた効率的な医療・介護
今後の検討事項※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想に沿った医療提供体制の実現 ○ 医療費適正化計画の策定・実現（外来医療費に係る地域差の是正等） ○ 医療費適正化に向けた診療報酬の特例の活用（～29年度末） ○ 病床再編等に向けた都道府県の体制・権限の整備（～32年央） ○ かかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担（～29年末／～30年度末） ○ 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院時の光熱水費相当額に係る負担の見直し ○ 市販品類似薬に係る保険給付の見直し（～30年度末） ○ 軽度者に対する生活援助サービスその他の給付のあり方（30年度改定／～31年度末） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高額療養費の見直し ○ 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し ○ 金融資産等を考慮に入れた負担を求めると組みの医療保険への適用（～30年度末） ○ 後期高齢者の窓口負担のあり方（～30年度末） ○ 高額介護サービス費の見直し ○ 介護保険における利用者負担 ○ 介護納付金の総報酬割導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療報酬・介護報酬の適正化 ○ オプジーボの薬価引下げ ○ 薬価制度の抜本改革（毎年薬価調査・改定、費用対効果評価の本格導入等）（具体的内容等につき29年中に結論） ○ 先発品価格のうち後発品に係る保険給付を超える部分の負担（～29年央） ○ 生活習慣病治療薬等の処方の方（～29年度末） ○ 介護の福祉用具貸与価格の見直し
「工程表」の整理	医療・介護提供体制改革			負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化
診療報酬、医薬品等に係る改革				

※ 緑字は計画等を踏まえて現在改革を実施中の事項、青字は29年度編成に当たって一定の結論を得た事項、赤字は今後検討する事項。（括弧書きは検討期限）

経済財政再生計画と改革工程表のスケジュール（社会保障関係）

2015年度
(平成27年度)

2016年度
(平成28年度)

2017年度
(平成29年度)

2018年度
(平成30年度)

2019年度
(平成31年度)

2020年度
(平成32年度)

経済・財政
再生計画
閣議決定
(骨太)

集中改革期間

中間
評価

10月
消費税率
引上げ
(予定)

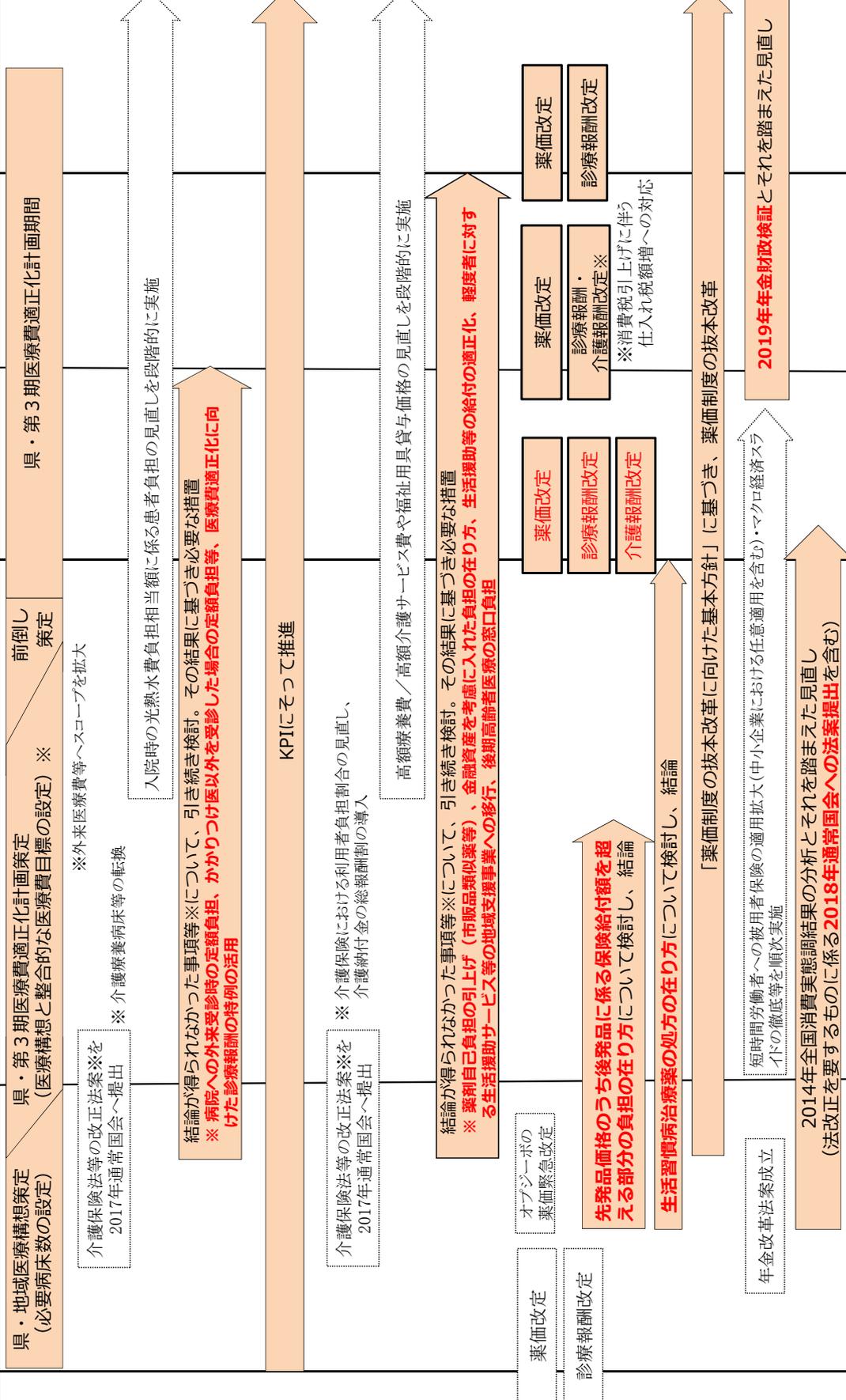
P B
黒字化
目標

社会保障 歳出改革 の枠組み

社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び
(1.5兆円程度) となっており、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで
継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組み

社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す

1. 医療・介護 提供体制改 革	2. インセンティ ブ改革、3. 公的 サービスの産業化	4. 負担能力に 応じた公平 な負担、給 付の適正化	5. 診療報酬、医 薬品等に関す る改革	6. 年金	7. 生活保護等
------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	----------------------------	-------	----------



児童手当法の一部を改正する法律の概要

目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

概要

(1) 児童手当の支給額

① 所得制限額未満である者

3歳未満

月額1万5千円

3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)

月額1万円

3歳以上小学校修了前(第3子以降)

月額1万5千円

中学生

月額1万円

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

(2) 費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2：1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7／15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

(3) 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ事項の規定

- ・児童に対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ・児童養護施設に入所している児童等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ・保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする 等

(4) 検討(改正法附則に規定)

- ・政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- ・この法律による改正後の当分の間の特例給付の在り方について、上記の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(5) その他

- ・平成24年3月31日までとなっている平成23年度子ども手当特別措置法の遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長し、関係法律について所要の規定を設ける。

施行日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

団体名	前集	回約	今集	回約	合計	地域社保協・地域団体	前集	回約	今集	回約	合計
1 東京地評		145		160	305	32 板橋社保協	15				15
2 東京医労連					0	33 渋谷社保協					0
3 東京土建一般労働組合			64,275		64,275	34 足立社保協					0
4 東京自治労連		11		73	84	35 西東京社保協	75				75
5 年金者組合東京都本部					0	36 西多摩社保協			60		60
6 福祉保育労組東京地本		5		36	41	37 杉並社保協					0
7 都教組		16			16	38 北区社保協					0
8 東京民医連		1,201			1,201	39 中野社保協					0
9 東京保険医協会					0	40 大田社保協					0
10 東京歯科保険医協会					0	41 練馬社保協					0
11 東京都老後保障推進協会					0	42 品川社保協					0
12 東京商工団体連合会					0	43 中央区社保協	15				15
13 都生連					0	44 目黒社保協	32		3		35
14 新婦人本部		19			19	45 世田谷社保協					0
15 全農林東京					0	46 港社保協					0
16 国労東京					0	47 文京社保協					0
17 建交労東京都本部					0	48 江東社保協					0
18 東京国公共闘					0	49 葛飾社保協					0
19 全建総連東京都連					0	50 台東社保協	10				10
20 都障教組					0	51 新宿社保協					0
21 東京公務公共一般労組					0	52 荒川社保協					0
22 東京私教連					0	53 江戸川社保協					0
23 都患同盟					0	54 墨田社保協	188				188
24 東京公害患者と家族の会					0	55 豊島社保協					0
25 全労済東京					0	56 千代田社保協					0
26 障都連					0	57 調布社保協	55				55
27 東京都生協連医療部会					0	58 小平社保協					0
28 新日本医師協会東京支部					0	59 町田社保協	15				15
29 全運輸羽田航空支部					0	60 東村山社保協					0
30 東友会					0	61 小金井社保協					0
31 東京母親連絡会		8			8	62 国分寺社保協					0
32 婦人民主クラブ					0	63 府中社保協					0
33 自由法曹団東京支部		21		25	46	64 清瀬社保協					0
※宣伝行動など					0	65 日野社保協			83		83
事務局		85		119	204	66 三鷹社保協					0
女性センター		5			5	67 多摩市福祉をすすめる会					0
J M I U		8		3	11	68 武蔵野社保協					0
都退協					0	69 村山・大和社保協					0
全港湾東京					0	70 稲城社保協					0
ハガキ(ティッシュ)返送分		179		62	241	71 八王子社保協	20				20
駅頭宣伝					0	72 東久留米社保協					0
郵産労					0	73 国立社保協					0
都団体小計		1,405		64,544	65,949	74 立川社保協					0
地域社保協小計		425		146	571	75 昭島社保協					0
宣伝・他団体小計		298		209	507	76 こまえ社保協					0
総合計		2,128		64,899	67,027						

目標 30万筆
ハガキ

123枚

22.34%

国会提出

4月12日

939
254 ハガキ

2017年度東京自治体別 国保料(税)率(島しょを除く)

	医療分				後期高齢支援分				介護給付分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)
千代田区	7.47			38,400	1.96			11,100	0.76			15,600
中央区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.06			15,600
港区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.09			15,600
新宿区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.46			15,600
文京区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.35			15,600
台東区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.55			15,600
墨田区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.59			15,600
江東区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.54			15,600
品川区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.39			15,600
目黒区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.12			15,600
大田区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.44			15,600
世田谷区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.52			15,600
渋谷区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.16			15,600
中野区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.63			15,600
杉並区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.48			15,600
豊島区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.55			15,600
北区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.59			15,600
荒川区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.67			15,600
板橋区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.67			15,600
練馬区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.54			15,600
足立区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.52			15,600
葛飾区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.46			15,600
江戸川区	7.47			38,400	1.96			11,100	1.50			15,600
八王子市	5.30			28,000	1.80			11,000	1.60			12,000
立川市	6.38			30,500	2.13			11,100	1.49			13,400
武蔵野市	4.70			23,800	1.70			8,700	1.40			11,400
三鷹市	4.70			25,000	1.60			8,500	1.40			12,500
青梅市	5.35			26,300	1.70			8,900	1.55			9,300
府中市	4.63			22,920	1.42			6,840	1.49			9,240
昭島市	5.60			27,500	2.25			11,500	1.70			14,500
調布市	5.00			26,300	1.79			9,300	1.58			10,900
町田市	5.17		9,000	25,000	1.76		3,000	8,500	1.55		3,000	9,500
小金井市	5.50		6,600	21,000	1.95			14,000	1.90			16,000
小平市	5.35			22,500	1.85			10,900	1.27			15,600
日野市	5.00		6,000	24,000	1.30			9,000	1.30			12,000
東村山市	4.95		12,000	27,000	1.60			10,800	1.60			13,800
国分寺市	4.43			28,000	1.37			12,000	0.99			14,000
国立市	5.50			20,000	1.80			10,000	1.85			11,000
福生市	4.70			24,000	1.80			11,000	1.30			11,000

2017年度東京自治体別 国保料(税)率(島しょを除く)

	医療分				後期高齢支援分				介護給付分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)
狛江市	5.05	10.00	2,000	19,200	1.50			13,500	1.17			11,000
東大和市	5.64			26,500	1.68			7,900	1.83			10,800
清瀬市	5.30	11.00	16,000	24,000	1.17			4,000	1.80			15,000
東久留米市	4.71		2,200	30,700	1.91		900	12,200	1.56		1,500	12,700
武蔵村山市	5.02	10.00	5,200	20,000	1.48			10,000	1.40			13,500
多摩市	4.85			24,800	1.55			11,000	1.35			10,000
稲城市	4.62			22,600	1.18			5,500	2.19			13,100
羽村市	5.10			23,000	2.00			9,800	1.80			13,000
あきる野市	4.63	7.50	10,800	20,000	1.62			9,000	1.53			12,000
西東京市	5.41		5,800	25,800	1.68			6,500	1.64			14,300
瑞穂町	4.86			22,000	1.31			6,100	1.55			13,000
日の出町	4.92			24,900	1.48			8,800	1.33			11,000
檜原村	4.60			19,000	1.30			8,000	1.30			11,000
奥多摩町	4.95			24,000	1.40			8,000	1.60			11,000

2017年度 都内自治体での国保料順位表(高い順・島しよを除く)

試算条件：4人世帯。年齢と収入は以下の通り

①世帯主40歳代・給与収入400万円、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税は5万円とした

ワースト順位	所得に占める割合	国保料(税)年額	医療分	支援分	介護分	ワースト順位	自治体名	所得に占める割合	国保料(税)年額	医療分	支援分	介護分
1	18.34	487,830	327,651	90,068	70,111	32	町田	13.74	365,584	229,461	78,008	58,115
1	18.34	487,830	327,651	90,068	70,111	33	羽村	13.71	364,570	210,830	85,800	67,940
3	18.30	486,898	327,651	90,068	69,179	34	小平	13.61	362,151	214,655	86,705	60,791
4	18.27	485,966	327,651	90,068	68,247	35	青梅	13.53	359,780	229,855	75,210	54,715
4	18.27	485,966	327,651	90,068	68,247	36	調布	13.50	359,221	221,700	78,907	58,614
6	18.23	485,034	327,651	90,068	67,315	37	清瀬	13.39	356,191	240,990	43,261	71,940
6	18.23	485,034	327,651	90,068	67,315	38	国立	13.35	355,195	208,150	81,940	65,105
8	18.23	484,801	327,651	90,068	67,082	39	国分寺	13.02	346,207	215,219	79,921	51,067
8	18.23	484,801	327,651	90,068	67,082	40	多摩	12.92	343,775	212,205	80,115	51,455
10	18.21	484,335	327,651	90,068	66,616	41	福生	12.92	343,740	205,510	85,940	52,290
10	18.21	484,335	327,651	90,068	66,616	42	武蔵村山	12.83	341,270	207,166	74,484	59,620
12	18.19	483,869	327,651	90,068	66,150	43	狛江	12.77	339,676	201,465	88,950	49,261
13	18.17	483,403	327,651	90,068	65,684	44	日野	12.75	339,080	218,500	66,290	54,290
14	18.16	482,937	327,651	90,068	65,218	45	三鷹	12.72	338,410	209,510	71,280	57,620
14	18.16	482,937	327,651	90,068	65,218	46	日の出町	12.67	336,909	214,236	69,684	52,989
16	18.14	482,471	327,651	90,068	64,752	47	あきる野	12.62	335,824	202,429	73,746	59,649
17	18.09	481,306	327,651	90,068	63,587	48	奥多摩町	12.60	335,235	211,335	64,620	59,280
18	18.06	480,374	327,651	90,068	62,655	49	武蔵野	12.58	334,540	204,710	74,410	55,420
19	17.89	475,947	327,651	90,068	58,228	50	稲城	12.21	324,767	198,046	49,494	77,227
20	17.86	475,015	327,651	90,068	57,296	51	瑞穂町	11.97	318,276	201,238	54,923	62,115
21	17.83	474,316	327,651	90,068	56,597	52	府中	11.77	313,202	199,559	60,446	53,197
21	17.81	473,617	327,651	90,068	55,898	53	檜原村	11.19	297,760	183,180	62,290	52,290
23	17.54	466,627	327,651	90,068	48,908	54						
24	16.02	426,200	270,654	94,029	61,517	55						
25	15.32	407,515	240,480	98,425	68,610	56						
26	14.90	396,455	218,750	101,435	76,270	57						
27	14.74	392,194	234,743	94,203	63,248	58						
28	14.39	382,710	235,490	85,940	61,280	59						
29	14.31	380,695	235,335	80,480	64,880	60						
30	14.00	372,395	237,412	70,744	64,239	61						
31	13.80	367,009	235,053	65,144	66,812	62						

2017年度子ども国保料(税)(島しょを除く)

	子ども国保料(税)	医療分均等割	後期支援分均等割		子ども国保料(税)	医療分均等割	後期支援分均等割
千代田区	49,500	38,400	11,100	三鷹市	33,500	25,000	8,500
中央区	49,500	38,400	11,100	青梅市	35,200	26,300	8,900
港区	49,500	38,400	11,100	府中市	29,760	22,920	6,840
新宿区	49,500	38,400	11,100	昭島市	39,000	27,500	11,500
文京区	49,500	38,400	11,100	調布市	35,600	26,300	9,300
台東区	49,500	38,400	11,100	町田市	33,500	25,000	8,500
墨田区	49,500	38,400	11,100	小金井市	35,000	21,000	14,000
江東区	49,500	38,400	11,100	小平市	33,400	22,500	10,900
品川区	49,500	38,400	11,100	日野市	33,000	24,000	9,000
目黒区	49,500	38,400	11,100	東村山市	37,800	27,000	10,800
大田区	49,500	38,400	11,100	国分寺市	40,000	28,000	12,000
世田谷区	49,500	38,400	11,100	国立市	30,000	20,000	10,000
渋谷区	49,500	38,400	11,100	福生市	35,000	24,000	11,000
中野区	49,500	38,400	11,100	狛江市	32,700	19,200	13,500
杉並区	49,500	38,400	11,100	東大和市	34,400	26,500	7,900
豊島区	49,500	38,400	11,100	清瀬市	28,000	24,000	4,000
北区	49,500	38,400	11,100	東久留米市	42,900	30,700	12,200
荒川区	49,500	38,400	11,100	武蔵村山市	30,000	20,000	10,000
板橋区	49,500	38,400	11,100	多摩市	35,800	24,800	11,000
練馬区	49,500	38,400	11,100	稲城市	28,100	22,600	5,500
足立区	49,500	38,400	11,100	羽村市	32,800	23,000	9,800
葛飾区	49,500	38,400	11,100	あきる野市	29,000	20,000	9,000
江戸川区	49,500	38,400	11,100	西東京市	32,300	25,800	6,500
八王子市	39,000	28,000	11,000	瑞穂町	28,100	22,000	6,100
立川市	41,600	30,500	11,100	日の出町	33,700	24,900	8,800
武蔵野市	32,500	23,800	8,700	檜原村	27,000	19,000	8,000
				奥多摩町	32,000	24,000	8,000

〇〇〇区長 殿
〇〇〇区議会議員 殿

年 月 日
〇〇〇社会保障推進協議会
代表者名（肩書：例・医師など）
連絡先

子育て支援、低所得世帯の国保料軽減、「国民皆保険制度」に ふさわしい国民健康保険制度とするための要望書・請願書(案)

1961年にすべての自治体が国民健康保険事業をスタートさせ、「国民皆保険」が実質的にスタートしました。国保法の第一条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と書かれています。国民健康保険が社会保障であると明確に位置付けられています。

2017年1月16日の23区特別区長会総会で2017年度の国保料について、医療分は所得割率7.47%（2016年度6.86%、0.61%増）、均等割額38,400円（同35,400円、3,000円増）、支援分は所得割率1.96%（同2.02%、0.06%減）、均等割額11,100円（同10,800円、300円増）です。医療分・支援分の合計は、所得割率9.43%（同8.88%、0.55%増）、均等割額49,500円（同46,200円、3,300円増）と大幅引き上げです。

40代夫婦と子ども2人の4人世帯で、給与収入が400万円のサンプル世帯で試算すると医療分と支援分だけで年間負担額が41万7719円と2016年度よりも2万6015円も増加しています。介護分を除いても年間所得の15.7%にもなります。子ども国保料（均等割）もこの世帯の場合99,000円にも上り、「子育て支援」に逆行していると言わざるを得ません。

払いたくても払えない高すぎる国保料を軽減するために法第44条「一部負担金減免」、第77条「保険料減免」を活用し、区として独自の施策を行い、国民健康保険を「国民皆保険」にふさわしい制度とするために以下の内容について強く要請（請願）します。

（要請・請願内容）

- 1、一般会計からの繰り入れをこれまで以上に増やし、国民健康保険料を引き下げ、払える保険料にしてください。
- 2、国民健康保険法第44条（一部負担金減免制度）を実際に使える制度とするため、多子、母子世帯、障害者、低所得世帯、複数の病気を抱える患者など適用条件を拡充してください。
- 3、国民健康保険法第77条（保険料減免制度）を、多子、母子家庭、障害者、低所得世帯、病気など困難を抱える世帯、住民税非課税世帯を救済する制度としてください。
- 4、「旧ただし書き所得」から「人的控除」（配偶者控除、扶養控除、障害控除など）に匹敵する控除を独自に設けてください。
- 5、23区特別区長会に対して、国保料引き上げの申し合わせを廃棄するよう要請してください。

国会議員 様

さらなる負担増と保険はずしになる介護保険法「改正」法案の徹底した論議と廃案を求めます

政府は、3月28日の衆議院本会議で「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の趣旨説明を行い、国会での審議が開始されました。

今回の制度の見直しでは、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げや現役並み所得者の利用料3割化などの新たな負担増や、長期療養を担う療養病床の削減・廃止、生活援助（訪問介護）のヘルパーの配置基準の緩和・介護報酬の引き下げなどが盛り込まれています。

利用者からは、「医療費も上がっており、介護費用がこれ以上増えたらサービスを減らさざるを得ない」、「ヘルパーの生活援助が減らされたり、ボランティアに移されたら自宅での生活が続けられない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられています。家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。

事業所では人手不足が深刻化し、「特養を全室オープンできない」「ショートステイを半減させざるを得ない」「デイサービスを廃止した」などのきびしい事態が生じています。

衆議院厚生労働委員会では、このような国民生活と命に係わる重要な法案が20時間余りの審議で強行されました。国民の声、願い、現場から要求に真摯に耳を傾け、集約していくことが求められています。

憲法をいかして安全・安心の介護の実現を求め下記項目の実現を要請するとともに、今国会での介護保険法〔改正〕法案の徹底した審議と廃案を求めます。

【要請事項】

- 1、介護サービス利用者負担について、現役並み所得の利用者（単身で年金収入383万円以上）への「3割負担導入」と一般世帯の負担上限額引き上げはやめてください。
- 2、第2号保険料（40歳から64歳の被保険者）への「総報酬割」導入と協会健保への国庫補助削減をやめてください。
- 3、介護労働者の安定的な確保を図るため、介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ってください。
- 4、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」（一括法案）について、徹底した論議を行い廃案にしてください。

<私のひとこと>

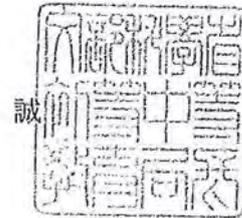
【団体名】

【氏名】

28文科初第1707号
平成29年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について（通知）

就学援助については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、市町村において適切に実施されなければならないこととされていますが、市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「要保護児童生徒援助費補助金」によりその経費の一部を補助しております。

今般成立した平成29年度予算においては、「新入学児童生徒学用品費等」をはじめ、別添1のとおり予算単価等の一部見直しを行いました。

また、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけでなく、小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」を国庫補助対象にできるよう「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」（昭和62年5月1日文部大臣裁定）の一部を別添2のとおり改正しました。

各都道府県教育委員会におかれましては、市町村において、上記見直し等の趣旨を踏まえ、援助が必要な児童生徒等の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう市町村教育委員会に周知いただきますようお願いいたします。

なお、学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、公立学校のみならず、国立学校や私立学校に通う児童生徒等に対する就学援助の実施についても適切に御対応いただくよう改めて市町村教育委員会に対して御指導よろしくお願い申し上げます。

（別添）

1. 要保護児童生徒援助費補助金の予算単価・標準単価・国庫補助限度単価
2. 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

御中

「社会保障・社会福祉は国の責任で！

憲法 25 条を守る 5・18 共同集会」への賛同のお願い

日ごろからのご奮闘に、心より敬意を表します。

さて、私たちは人間らしく生きることのできる社会保障・社会福祉制度を求めて、5月18日に日比谷野外音楽堂に集い、立場や分野を越えてつながり声をあげようと、標記集会の成功に向けて、集会実行委員会への参加と集会への賛同を広く呼びかけています。

別添集会チラシの「呼びかけ文」にありますように、安倍政権は憲法25条で規定されている国民の生存権を保障する国の責任を投げ捨て、「自己責任」と「営利化」を基本にした「社会保障解体」をすすめています。今国会で審議入りした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」にみられるように、市民のニーズに応えるかのように装いながら、国の責任を自治体・地域に丸投げしようとしています。

国民のいのちとくらしを守るためには、社会保障・社会福祉を国の責任で保障させなくてはなりません。

共同集会に向けて、多くの団体、個人みなさんに集会への賛同をいただいで成功させていきたいと思ひます。ぜひ、ご検討いただきますようよろしくお願ひします。合わせて、集会を財政的に支える賛同金（1口3千円）についてもご協力いただければ幸いです。

恐縮ですが、別途、「回答票」をつけましたので、ご返事をいただきますよう重ねてよろしくお願ひいたします。

2017年4月吉日

【お問い合わせ先（集会事務局）】

中央社会保障推進協議会	TEL : 03-5808-5344	Email : k25@syahokyo.jp
きょうされん	TEL : 03-5385-2223	Email : zenkoku@kyosaren.or.jp
全国福祉保育労働組合	TEL : 03-5687-2901	Email : mail@fukuho.org
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会	TEL : 03-3207-5937	Email : shozenkyo@shogaisha.jp
生存権裁判を支援する全国連絡会	TEL : 03-3354-7431	Email : seizon25@onyx.ocn.ne.jp
日本高齢期運動連絡会	TEL : 03-3384-6654	Email : nihonkouren@nifty.com
いのちのとりで裁判全国アクション	TEL : -	Email : hidebon1954@gmail.com
全国生活と健康を守る会連合会	TEL : 03-3354-7431	Email : zenseire@alto.ocn.ne.jp

5・18 共同集会 賛同可否の回答票

中央社保協（FAX03-5808-5345）にご返送ください

※下記事項について、いずれかに○印をお願いします

◎共同集会の賛同団体・個人に なれます 困難です

※賛同できる団体・個人のみなさま

・共同集会の周知に、賛同団体・個人名を出すことに

協力できます 困難です

・共同集会当日に

参加できます 困難です

・共同集会賛同金（1口3千円）に 協力します 口

<賛同金振り込み先>

金融機関 : 中央労働金庫 荒川支店

口座番号 : 普通 1144259

口座名義 : 中央社会保障推進協議会

団体・労組、個人名

○団体の場合

担当者のお名前

ご連絡先（電話）

メールアドレス
